

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年9月31日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	<u>研修費</u> 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年4月17日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

7

領 収 書

令和 5年 4月 17日

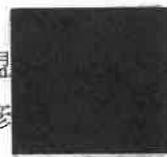
吉 富 健 一 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 渡 部 克 彦



松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日	整理番号	16	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費			
金 額	1,200 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年9月12日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
吉 冨 健 一 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会 規約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日	整理番号	17	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	2023年度松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分			
金 額	3,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年12月7日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和5年/4月7日

吉 富 健 一 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡 部 克 彦



松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日	整理番号	39	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費			
金 額	1,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年10月13日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和 5年 10月 13日

吉富 健一 様

年会費 (1口 1,000 円)

但し、令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として
上記正に領収しました。

令和5年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目6-42 Iビル102号

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会 長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者に犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の種別等)

- 第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。
- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
 - 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
 - 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
 - 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
 - 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

- 第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。
- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期等)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第23条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第25条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員を選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名誉会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

（総会の招集）

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（総会の議決）

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における議決権等）

第33条 各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

- (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものと同みなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号(前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。)に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 招集又は書面による付議の年月日

(2) 開会の日時及び場所

(3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)

(4) 目的たる事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	麻 生 俊 介
副 会 長	一 色 誠
常 務 理 事	永 木 淳 一
理 事	門 田 誓 昭
理 事	一 色 哲 昭
理 事	佐 伯 要 三
理 事	白 石 省 啓
理 事	關 野 武 三 男
理 事	山 本 泰 正
理 事	山 岡 良 幸 宏
監 事	山 岡 崎

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
四種会員 個人、法人又は団体ともに、1口1,000円（1口以上）
- 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。
この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

令和5年度 科目別集計表

科目名					
広報費					
日付	内容	支出金額		備考	整理番号
8/14	通信の作成及び発送	331,849	円		8
6/21	議会報告会 会場使用料	2,370	円		14
12/25	通信の作成及び発送	331,439	円		20
2/2	ヘッドセットマイク	1,864	円		22
1/31	消耗品	435	円		25
2/3	駐車場代	800	円		28
2/28	議会報告会 会場使用料	1,980	円		30
3/27	議会報告会 会場使用料	2,370	円		31
2/13	消耗品	1,980	円		33
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
			円		
合計		675,087	円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年8月14日	整理番号	8	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	通信の作成及び発送			
金 額	331,849	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年8月17日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

No. 023498

吉 富 健 一 様

〒 331-849-

内訳 印刷物代金 301,681円 消費税 30,168円

品名	数量	金額
よとみ通信 第26号		

令和 5 年 8 月 17 日

上記の金額領収致しました



PRINART

岡田印刷株式会社

代表取締役 桑波田 健

松山市湊町7丁目1番地8 TEL 089-941-9111

内訳

現金	手形	振込	相殺	引
		3331849		



19.04. 3×50 200冊 会社印、抜者印がないもの、および金額を訂正したものまたは複写でないものは無効とします。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年6月21日	整理番号	14	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	議会報告会 会場使用料			
金 額	2,370	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年5月29日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

14

松山市

納付書兼領収書

住所 松山市中村4丁目1-42
 団体名 吉富 健一
 氏名 吉富 健一 様

年度	所 属						
05	601000 地域学習振興課						
会計	款	項	目	節	細節	事業	節内訳
01	15	01	07	05	01		
区分	種別	番号			内訳		略科目
01	0						000082
¥ 2,370 -							
納期限							
内容 公民館使用料 (浮穴公民館)							
許可番号 B-56							
上記の金額を納付して下さい。 令和 5 年 5 月 29 日 松山市長							
上記の金額を領収しました。						領収日付印	
納入先 松山市指定金融機関等							

領収日付印がないものは無効です。

(納入者保管)

公民館使用許可書

令和5年5月29日

住所
団体名
氏名
電話番号

松山市中村4丁目1-42
吉富 健一
吉富 健一
[Redacted]

使用公民館	浮穴公民館					
使用目的	議会報告会					
入場料徴収の有無		1人	円	募集予定人数	60	人
使用責任者住所	松山市中村4丁目1-42					
氏名及び連絡先	吉富 健一			[Redacted]		
使用年月日	使用室名	使用時間	時間数	エアコン	使用料	使用附属設備
令和5年6月21日(水)	中会議室	18:00 ~ 21:00	3	○	2,370 円	
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
合 計					2,370 円	
受付年月日	令和5年5月29日	納付年月日	令和5年5月29日			
許可年月日	令和5年5月29日	許可番号	B-56			

上記のとおり公民館を使用することについて、別紙の使用条件を付けて許可します。



松山市 浮穴公民館長



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年12月25日	整理番号	20	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	通信の作成及び発送			
金 額	331,439 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年12月27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

No. 023842

吉 富 健 一 様



岡田印刷株式会社
代表取締役 桑波田

松山市湊町7丁目1番地8 TEL (089)941-0111

¥ 331,439 -

内訳	印刷物代金	301,309円	消費税	30,130円
品名		数量	金額	
	通信第27号			
	作成.配布			

内訳

現	金								
小	切								
手	形								
振	込	3	3	1	4	3	9		
相	殺								
値	引								

令和5年12月27日

上記の金額領収致しました



1904. 3×50 200冊 会社印、抜者印がないもの、および金額を訂正したものまたは複写でないものは無効とします。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年2月2日	整理番号	22	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ヘッドセットマイク			
金 額	1,864	円	按分率	80 %
特 記 事 項	購入金額2,330円(送料込) デビット即時決済			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年1月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

注文番号 [redacted] の領収書（再発行）
このページを印刷してご利用ください。

吉富 健一 様

再発行日: 2024年2月3日

注文日: 2024年1月31日

Amazon.co.jp 注文番号: [redacted]

ご請求額: ¥2,330

2024年2月1日に発送済み

注文商品

1点 サンワダイレクト 400-SP065専用ヘッドマイク 単一指向性 1m 400-SP065HM

価格

¥1,780

販売: サンワサプライ直営[サンワダイレクト]★14時までの注文は国内から当日出荷★土日もお届け中※(※対象のフロアール)

コンディション: 新品

お届け先住所:

吉富 健一

790-0964

愛媛県 松山市中村

4-1-42

配送方法:

マケプレお急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

JCB 下4桁 [redacted]

商品の小計:

¥1,780

配送料・手数料:

¥550

請求先住所:

吉富 健一

790-0964

愛媛県 松山市中村

4-1-42

注文合計:

¥2,330

ご請求額:

¥2,330

クレジットカードへの請求

JapanCreditBureau(下4けたが [redacted]): 2024年2月1日:

¥2,330

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

利用規約 | フライバシー規約 ©1996-2022, Amazon.com, Inc. and its affiliates

日本語

日本

ヘルプ・サポート

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年1月31日	整理番号	25	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品			
金 額	435	円	按分率	100 %
特 記 事 項	封筒代			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年1月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



イオン松山店
TEL089-946-9300 FAX089-946-9311

領収証

イオンリテール株式会社
登録番号 T2040001000456

2024/ 1/31(水) 13:39 レジ*0102

吉富 健一 様

外税10%対象額 ¥396
外税10% ¥39

合計 ¥435

但し 封筒代

現金等
上記金額正に領収いたしました

イオン松山店
愛媛県松山市天山1-13-5

買上日 2024/ 1/31

※本書保管上のお願
財布・手帳にはさんで保管いただく
場合、印字面を内側に折り保管
をお願いします。

領収証No. : 01024576

取4578 担当

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年2月3日	整理番号	28	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	駐車場代			
金 額	800	円	按分率	100 %
特 記 事 項	松山市議会議会報告会に参加のため			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年2月3日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

登録番号T4010001137274 登録番号T4010001137274
 タイムズ24株式会社 (適用税率10%) タイムズ24株式
 7274 登録番号T4010001137274 登録番号T401
松山市役所前地下駐車場
 TEL.089-933-0095
 ご利用ありがとうございました

領 収 証

入車日時 2024年02月03日 09時06分
 出車日時 2024年02月03日 12時32分
 No.01-003977 券No.10-620212

駐車料金 (初等) 800円
 料金計 800円
 投入現金 1,000円
 釣銭額 200円

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年2月28日	整理番号	30	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	議会報告会 会場使用料			
金 額	1,980	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年2月19日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市

納付書兼領収書

住所

松山市中村4丁目1-42

団体名

吉富 健一

氏名

吉富 健一

様

年度	所 属						
05	601000		地域学習振興課				
会計	款	項	目	節	細節	事業	節内訳
01	15	01	07	05	01		
区分	種別	番号			内訳		略科目
01	0						000082
¥ 1,980 -							
納期限							
内容 公民館使用料 (素鷲公民館)							
許可番号	法人登録番号:T3000020382019						
B-108	金額			消費税額等			
	10%対象	税込	¥1,980-		¥180-		
上記の金額を納付して下さい。							
令和 6 年 2 月 19 日							
松山市長							
上記の金額を領収しました。						領収日付印	
納入先 松山市指定金融機関等							
領収日付印がないものは無効です。 (納入者保管)							

公民館使用許可書

令和6年2月19日

住所	松山市中村4丁目1-42
団体名	吉富 健一
氏名	吉富 健一
電話番号	089-921-1542

使用公民館	素鷲公民館					
使用目的	議会報告会					
入場料徴収の有無		1人	円	募集予定人数	60	人
使用責任者住所	松山市中村4丁目1-42					
氏名及び連絡先	吉富 健一			089-921-1542		
使用年月日	使用室名	使用時間	時間数	エアコン	使用料	使用附属設備
令和6年2月28日(水)	談話室	18:00 ~ 21:00	3	○	1,980 円	
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
合計					1,980 円	
受付年月日	令和6年2月19日		納付年月日	令和6年2月19日		
許可年月日	令和6年2月19日		許可番号	B-108		

上記のとおり公民館を使用することについて、別紙の使用条件を付けて許可します。



松山市 素鷲公民館長



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月27日	整理番号	31	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	議会報告会 会場使用料			
金 額	2,370	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年3月11日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市

31

納付書兼領収書

住所 松山市中村4丁目1-42

団体名 吉富 健一

氏名 吉富 健一 様

年度	所 属						
05	601000 地域学習振興課						
会計	款	項	目	節	細節	事業	節内訳
01	15	01	07	05	01		
区分	種別	番号			内訳		略科目
01	0						000082
¥ 2,370 -							
納期限							
内容 公民館使用料 (浮穴公民館)							
許可番号	法人登録番号:T3000020382019						
B-361		金額		消費税額等			
	10%対象	税込	¥2,370-	¥215-			
上記の金額を納付して下さい。							
令和 6 年 3 月 11 日							
松山市長							
上記の金額を領収しました。							領収日付印
納入先							
松山市指定金融機関等							

領収日付印がないものは無効です。

(納入者保管)

公民館使用許可書

令和6年3月11日

住所
団体名
氏名
電話番号

松山市中村4丁目1-42
吉富 健一
吉富 健一
[Redacted]

使用公民館	浮穴公民館					
使用目的	議会報告会					
入場料徴収の有無		1人	円	募集予定人数	60	人
使用責任者住所	松山市中村4丁目1-42					
氏名及び連絡先	吉富 健一			[Redacted]		
使用年月日	使用室名	使用時間	時間数	エアコン	使用料	使用附属設備
令和6年3月27日(水)	中会議室	18:00 ~ 21:00	3	○	2,370 円	
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
		~				
合 計					2,370 円	
受付年月日	令和6年3月11日	納付年月日	令和 年 月 日			
許可年月日	令和6年3月11日	許可番号	B-361			

上記のとおり公民館を使用することについて、別紙の使用条件を付けて許可します。



松山市 浮穴公民館長



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年2月13日	整理番号	33	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品			
金 額	1,980	円	按分率	100 %
特 記 事 項	充電池代			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年2月13日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

EDION エディオン

2024年02月13日

領収証

行 員 様

金額 ￥1,980-

但し (代金引当)

消費税等180円含んでおります



発行者

株式会社 エディオン
登録番号: 13240001041231
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

発行店 No.301676408
南船山店
電話番号 089-933-3611

金額	内訳
現金 1,980	
クレジットカード 0	
ギフト券等 0	
ポイント 0	
振込 0	

10%対象 消費税 ¥1,980
10%対象消費税 ¥180